

利用料金

R 6. 4. 1 改定

(1) 基本料金 (1日あたり)

基本サービス費

◎ 1割負担

サービス提供時間	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間以上4時間未満	477円	529円	545円	601円	654円	710円	764円
4時間以上5時間未満	499円	553円	572円	629円	686円	743円	800円
5時間以上6時間未満	741円	825円	856円	948円	1039円	1128円	1220円
6時間以上7時間未満	763円	846円	877円	973円	1066円	1157円	1251円
7時間以上8時間未満	858円	959円	993円	1098円	1206円	1314円	1419円
8時間以上9時間未満	886円	989円	1024円	1133円	1244円	1356円	1467円

◎ 2割負担

サービス提供時間	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間以上4時間未満	953円	1057円	1090円	1201円	1308円	1419円	1528円
4時間以上5時間未満	997円	1106円	1144円	1257円	1372円	1485円	1599円
5時間以上6時間未満	1481円	1650円	1712円	1896円	2078円	2256円	2440円
6時間以上7時間未満	1525円	1692円	1754円	1945円	2132円	2314円	2502円
7時間以上8時間未満	1716円	1918円	1985円	2196円	2411円	2627円	2837円
8時間以上9時間未満	1772円	1978円	2047円	2265円	2487円	2711円	2933円

◎ 3割負担

サービス提供時間	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間以上4時間未満	1429円	1585円	1635円	1802円	1962円	2128円	2291円
4時間以上5時間未満	1495円	1659円	1715円	1885円	2058円	2228円	2398円
5時間以上6時間未満	2221円	2475円	2568円	2844円	3117円	3384円	3660円
6時間以上7時間未満	2288円	2538円	2631円	2917円	3197円	3470円	3753円
7時間以上8時間未満	2574円	2877円	2977円	3294円	3617円	3940円	4259円
8時間以上9時間未満	2658円	2967円	3071円	3397円	3730円	4066円	4399円

(2) 食費

昼食代	おやつ代	夕食代
640円	60円	630円

(3) 加算項目

内 容			金 額			要 件
			1割	2割	3割	
1	延長加算	9～10時間	56円/日	111円/日	167円/日	通常時間帯を延長して通所介護を行った場合
		10～11時間	111円/日	222円/日	333円/日	
		11～12時間	167円/日	333円/日	500円/日	
		12～13時間	222円/日	444円/日	666円/日	
		13～14時間	278円/日	555円/日	833円/日	
2	入浴介助加算	I	45円/日	89円/日	134円/日	入浴介助を行った場合
		II	61円/日	122円/日	183円/日	居宅を訪問し、個別の入浴計画の作成
3	生活機能向上連携加算 (1月につき)	I	111円/月	222円/月	333円/月	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の理学療法士等や医師からの助言を受けた上で機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること ・理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと
		II	222円/月	444円/月	666円/月	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が加算を算定する事業所に訪問し、加算を算定する事業所職員と共に個別機能訓練計画を作成すること ・機能訓練指導員、看護・介護職員、生活相談員等が協働し、作成された計画にある機能訓練を実施する
			111円/月	222円/月	333円/月	個別機能訓練を算定している場合
4	個別機能訓練加算	I	30円/日	60円/日	90円/日	機能訓練計画が作成され、実施している場合
		II	23円/日	45円/日	67円/日	厚生労働省に計画内容を提出しフィードバックを受けていること（1月につき）
5	ADL維持等加算 (1月につき)	I	34円/月	67円/月	100円/月	<ul style="list-style-type: none"> ・Barthel Index を用いて ADL を評価し厚生労働省に提出した場合 ・評価対象利用者等の調整済 ADL 利得を平均して得た値が 1 以上の場合
		II	67円/月	134円/月	200円/月	評価対象利用者等の調整済 ADL 利得を平均して得た値が 2 以上の場合
6	若年性認知症受入加算		67円/日	134円/日	200円/日	<ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症利用者ごとの担当者を選定 ・特性やニーズに応じた介護サービスを提供
7	栄養アセスメント加算 (1月につき)		56円/月	111円/月	167円/月	栄養アセスメント実施した場合 厚生労働省に情報を提出し必要な情報を活用
8	栄養改善加算 (月2回まで)		222円/回	444円/回	666円/回	栄養ケア計画作成した場合

9	口腔・栄養 スクリーニング加算 (6月に1回を限度)	I	23円/回	45円/回	67円/回	口腔の健康状態及び栄養状態について確認し介護支援専門員に提供
		II	6円/回	11円/回	17円/回	栄養改善・口腔機能向上を算定している場合
10	口腔機能向上加算 (月2回まで)	I	167円/回	333円/回	500円/回	多職種共同で口腔機能改善管理指導計画作成・定期的に記録・評価した場合
		II	178円/回	356円/回	533円/回	厚生労働省に情報を提出し必要な情報を活用
11	科学的介護推進体制加算 (1月につき)		45円/月	89円/月	134円/月	・ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況等の情報を厚生労働省に提出 ・上記の情報その他サービスを適切かつ有效地に提供するために必要な情報の活用
12	サービス提供体制強化 加算	I	25円/回	49円/回	74円/回	介護福祉士70%以上 勤続10年以上介護福祉士25%以上
		II	20円/回	40円/回	60円/回	介護福祉士50%以上
		III	7円/回	14円/回	20円/回	介護福祉士40%以上 勤続7年以上30%以上

(4) 処遇改善加算

○令和6年5月まで

13	介護職員処遇改善加算	I	所定単位数の10.4%を加算
		II	所定単位数の7.6%を加算
		III	所定単位数の4.2%を加算
14	介護職員特定処遇改善 加算	I	所定単位数の3.1%を加算
		II	所定単位数の2.4%を加算
15	介護職員等ベースアップ等 支援加算		所定単数の2.3%を加算

○令和6年6月より

16	介護職員処遇改善加算	I	所定単位数の18.1%を加算
		II	所定単位数の17.4%を加算
		III	所定単位数の15.0%を加算
		IV	所定単位数の12.2%を加算

※端数処理等があるため、(1)、(2)、(3)、(4)の合算額と実際の額が合わないことがあります

また、人員配置・その他の基準を満たしている場合に該当、算定するものもあります。

※ご負担額は介護保険負担割合証に記載されております、負担割合に準じます。

(5) その他の費用 ※介護保険給付対象外サービス

①	特別な食事	実費	入居者の希望に基づいた特別な食事を提供した場合
②	趣味活動・教養娯楽費、	実費	個別的に行うレクリエーション、趣味活動等で使用する材料費等、施設で用意するものをご利用いただく場合
③	おむつ代 (持込分の不足時)		テープ止めタイプ・はくパンツタイプ 各150円 パット 各50円
④	通常の実施区域を超える 交通費		通常の実施区域を越えて 1キロにつき 50円
⑤	その他		複写物1枚につき10円、諸証明書発行手数料100円

お休みの場合、ご利用日の午前8時までにご連絡をいただければ、キャンセル料はいただけません。

それ以降のご連絡の場合は、昼食及びおやつ代として、700円をご負担いただくことになります。